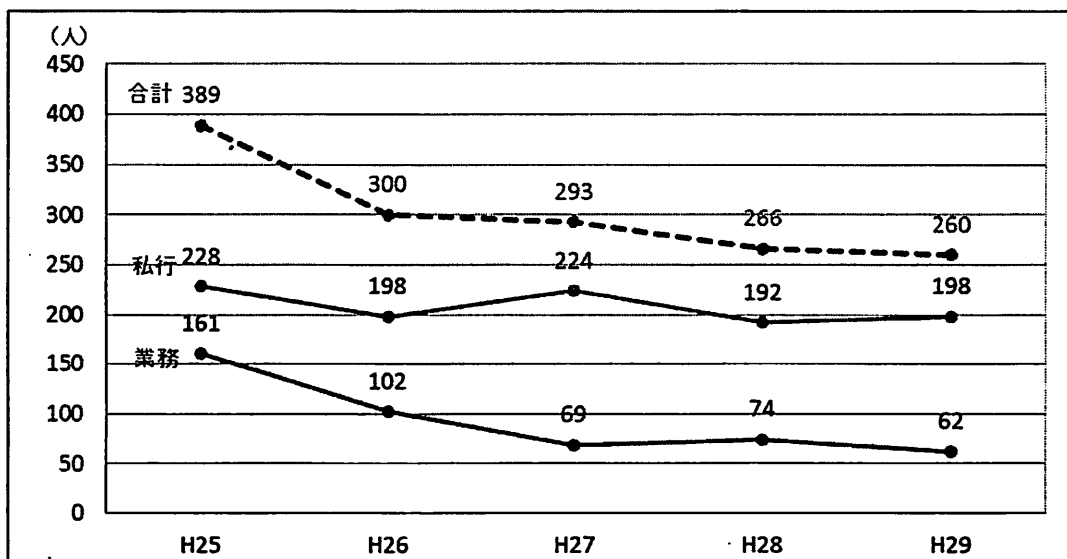


1 懲戒処分者数の推移



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	4	5	10(-2)
被疑者事故等			1	2	3(+2)
情報管理・取扱不適切			1		1(+1)
職権濫用・収賄供応等	1	3	3		7(+2)
犯人隠避等		4	3	2	9(+5)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		5	7	6	18(+1)
物品管理不適切等					0(±0)
その他の勤務規律違反等		1	6	3	10(-7)
暴行・傷害等	1	4	5	2	12(-3)
窃盗・詐欺・横領等	8	16	31	2	57(-4)
交通事故・違反	11	18	8	3	40(+4)
異性関係	7	19	51	6	83(-11)
その他の法令違反等	4	1	2	3	10(+6)
監督責任					0(±0)
計	32 (-7)	72 (+12)	122 (+4)	34 (-15)	260(-6)

※ () 内は前年比を示す。

1 監察実施項目

取調べの適正確保・高度化の推進状況

(24府県に対して実施。残りの府県は第4四半期において実施予定。)

2 監察実施結果

(1) 実践的な指導・教養の推進状況と取調べ指導官の運用状況

- 本部に取調べ指導官や指導専門の係が置かれているほか、一部の府県では、警察署においても、経験豊富な捜査員が取調べ指導担当者等に指定されるなど、指導体制が整備されている。また、取調べの経験豊富な再任用職員の活用が図られている。
- 多くの府県では、取調べ指導官等が各警察署から収集した取調べの記録を確認し、そこから得られた効果的な手法や適正確保のための留意点等を活かした指導・研修が行われている。
- ※ 上記取組が低調である府県に対し、研修の充実について指導した。
- 一部の府県では、独自の視聴覚教材の作成やeラーニングによる効果的な研修が行われているほか、若手捜査員を取調べ技術向上のため、捜査経験の少ない捜査員が経験豊富な取調べ官の補助に優先的に充てられている。
- 取調べの任意性・信用性の確保のため、心理学的知見を踏まえたロールプレイング方式による訓練が行われている。

(2) 録音・録画制度の施行を見据えた試行の実施状況と指導・教養の推進状況

- 録音・録画対象事件の発生に際しては、当直時間帯を含め本部に報告がなされ、必要に応じ本部から実施上の留意事項等に関する指示がなされている。
- 一部の府県では、録音・録画されている状況下でも適切な取調べが実施できるよう、録音・録画未経験者を把握した上で、同人らに対する模擬訓練を行って良好点や改善点についての指導がなされている。
- 一部の府県では、突発事案発生時においても録音・録画が適切に実施されるよう、機器の操作要領や録音・録画されている状況下での弁解録取等について、当直勤務員等を対象とした本部による抜き打ち訓練が行われている。
- 録音・録画装置の整備計画を策定の上、整備に努めている。

(3) 録音・録画記録の適正な保管・管理の推進状況

- 録音・録画記録が施錠可能な保管庫に保管され、簿冊との突合確認が行われている。
- 一部の府県では、持ち出しが見込まれない複製物は事件ごとに封印がなされている。
- ※ 必要性のない複製物が保管されていた府県に対し、廃棄について検討するよう指導した。

1 趣旨

監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、平成30年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 警察庁が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と、各管区警察局等がそれぞれの管区内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、問題が発生しやすい業務分野での未然防止に資するよう配慮する。

3 計画の内容

全国統一実施項目は次のとおり。

- (1) 第1四半期
組織的な健康管理施策の推進状況
- (2) 第2及び第3四半期
高齢運転者対策の推進状況
- (3) 第4四半期
死体取扱業務の推進状況

公安委員会 説明資料No. 4	オウム真理教に対する観察処分の 期間の更新決定（6回目）について	平成30年1月25日 公安課
<p>公安審査委員会は、平成30年1月22日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、オウム真理教に対する観察処分の期間を更新（3年間）することを決定（6回目）した。</p> <p>※ 観察処分（団体規制法第5条） 過去に、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行い、現在も、団体の属性として無差別大量殺人行為の実行に関連性を有する危険性を具有している団体に対し、一定期間、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための処分</p> <p>1 決定の内容</p> <p>(1) 主文の要旨</p> <p>オウム真理教に対する公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新（平成30年2月1日から3年間）</p> <p>(2) 理由の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該団体は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫が団体の活動に絶対的な影響力を有するなど無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していることが認められること ○ 当該団体は、閉鎖的・欺まんの組織体質を有し、地域住民に恐怖感・不安感を抱かさせるなど観察処分によってその活動状況を継続して明らかにする必要性が認められること <p>2 観察処分の内容</p> <p>(1) 公安調査庁長官に対する報告</p> <p>3か月ごとに、構成員等の氏名・住所、土地・建物の所在、資産・負債等を報告</p> <p>(2) 公安調査官による立入検査</p> <p>団体施設に立ち入り、設備、帳簿書類等の検査を実施</p> <p>3 備考</p> <p>1月30日官報掲載予定</p>		

1 噴火時の状況等

- 1月23日(火)午前9時59分、草津白根山の本白根山鏡池付近(群馬県)で噴火が発生。噴火当時、噴煙とともに、火口から周囲約1kmでは、約20cm大の噴石が飛散。
- 本白根山の噴火口の北方に位置する草津国際スキー場本白根ゲレンデに降り注いだ噴石により雪中訓練中の自衛官及びスキー客が死傷。白根火山ロープウェイのゴンドラに噴石が直撃し、乗車していたスキー客が割れた窓ガラス等で負傷。
- 気象庁は、23日午前11時50分、火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引き上げ。

2 人的被害(1月25日午前8時00分現在)

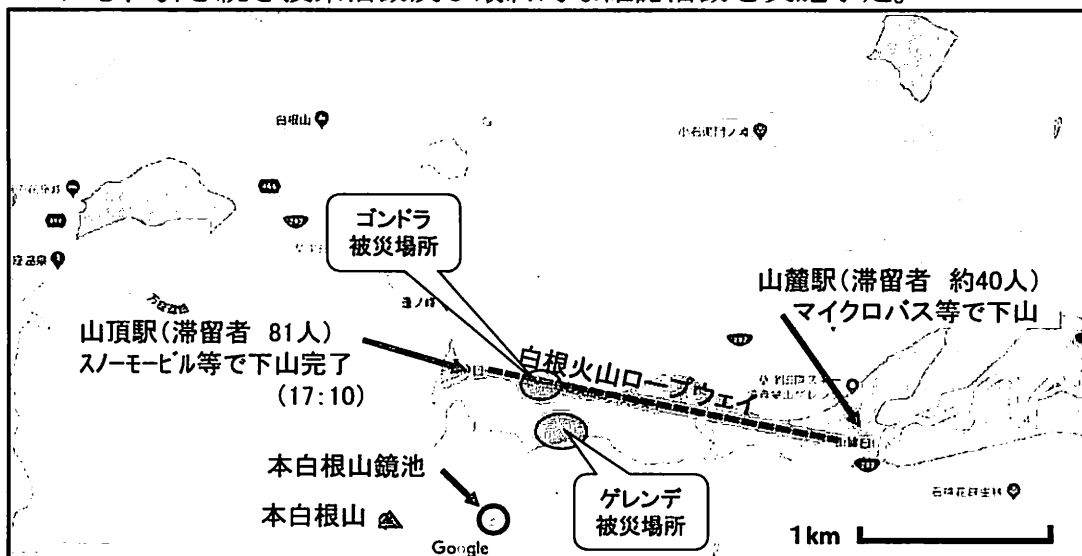
- 死者 1人
- 負傷者 11人

3 警察庁の対応

- 23日、警備課長を長とする災害警備連絡室を設置し、被害情報の収集、警察への派遣調整等を実施。
- 官邸等にヘリテレ及びモバイル映像を送信。

4 群馬県警察の対応

- 群馬県警察は、警察本部長を長とする災害警備本部を設置し、最大約150人体制で救出救助、被害情報の収集、ロープウェイ山頂駅に留め置きとなった81人のスキー客等の避難誘導等を実施。(23日、午後5時10分救助完了)
- 発災後、機動警察通信隊を急行させ、モバイル映像を警察本部及び警察庁等に送信。
- 24日、消防と合同で、ゲレンデ等の搜索活動を実施。
- 25日も、引き続き搜索活動及び最終的な確認活動を実施予定。



<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>平成29年度サイバーフォース</p> <p>コンテストの実施結果について</p>	<p>平成30年1月25日</p> <p>情報技術解析課</p>
<p>1 サイバーフォースコンテスト概要</p> <p>高度で専門的な情報技術解析の技能を有する警察庁技官を育成するため、個人対抗による競技形式の演習を行うことにより、当該技能の修得に係る意欲を啓発し、もって高度サイバー攻撃事案への対処能力を強化するもの。</p> <p>2 実施日時</p> <p>平成30年1月23日（火）午後1時30分から午後4時30分までの間</p> <p>3 実施場所</p> <p>合同庁舎2号館16階 警察庁第1会議室</p> <p>4 出場者</p> <p>以下の都道府県情報通信部情報技術解析課の警察庁技官（括弧内は人数） 北海道(1)、東京(2)、千葉(1)、神奈川(1)、三重(1)、滋賀(1)、 山口(1)及び宮崎(1)</p> <p>※ 平成29年11月に全国で実施した予選の成績上位者9名</p> <p>5 実施方法</p> <p>当課が整備した訓練用資機材（ネットワーク接続型訓練環境）を使用して実施</p> <p>(1) 設問</p> <p>高度サイバー攻撃への対処に係る情報技術解析の技能を問う10題</p> <p>(2) 評価</p> <p>設問の正答及び各設問開始から解答までの所要時間による加点と、設問の誤答による減点を加味した総点により評価</p> <p>6 実施結果</p> <p>優勝 中部管区警察局三重県情報通信部情報技術解析課の警察庁技官（係長）</p>		